

伊豆大島船舶旅客運賃補助金交付要綱

平成27年12月10日

27港島管第1023号

(目的)

第1条 この要綱は、大島町の復興の一助として、同町に観光客を誘致するため、運賃の割引を実施する海上運送事業者に対し補助金を交付することにより、旅客誘致を促進し、復興に資することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、補助事業者とは、海上運送法（昭和24年法律第187号）に基づく一般旅客定期航路事業の許可を受けた者をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助事業者が設定する本土と伊豆大島間の通常運賃から第5条で規定する補助額以上の額を割り引く内容の事業を補助対象事業とする。ただし、島民割引を適用する場合を除く。

(補助対象期間)

第4条 補助対象期間は平成28年1月31日から同年3月21日までとする（大型船の平成28年1月30日東京発便を含む。）。

(補助額)

第5条 補助額は、産業労働局が実施する運賃補助を受けていない旅客一人片道当たり1,500円とする。

また、子供（小学生）のみを対象として設定される運賃の補助額は、1,000円とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、次の各号に定める書類を作成し、提出しなければならない。

- 一 伊豆大島船舶旅客運賃補助金交付申請書（別記第1号様式）
- 二 事業計画書
- 三 その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条の規定により提出された書類を審査し、適当と認めた場合は、予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の概算払の請求等)

第8条 補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者は、交付決定額の範囲内で、概算払による補助金請求書(別記第2号様式)を提出することができる。

2 知事は、前項の規定による補助金の概算払の請求があったときは、交付決定額の範囲内で、これを交付することができる。

(実績報告書の提出)

第9条 補助事業者は、補助対象期間における補助事業が完了したときは、実績報告書(別記第3号様式)を作成し、知事が必要と認める書類を添付の上、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、必要に応じて行う現地調査等を実施した結果、適当と認めた場合は、交付すべき補助金の額の確定を行い、その旨を補助事業者に通知するものとする。

2 前項の確定額が交付決定額を上回った場合、知事は予算の範囲内で補助金の追加交付をすることができる。

また、確定額が交付決定を下回った場合、補助事業者は、知事の指定する期日までに、確定額と既に交付を受けた概算払額との差額を都に返還しなければならない。

(交付決定の取消し)

第11条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 この要綱の規定に違反するとき。
- 二 交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき。
- 三 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 知事は、前項の取消しを決定した場合においては、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 知事は、前条の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付決定の取消しの通知をした日から20日以内の期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第13条 補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、その返還を

命じたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金を納付しなければならない。

- 2 補助金の返還を命じた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した延滞金を納付しなければならない。

（調査等）

第14条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な報告をさせ、又は職員に帳簿、書類その他物件等を調査させることができる。

（補助金の整理）

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年12月10日から施行する。